

## IDEXサプライヤー行動規範

本サプライヤー行動規範は、IDEXコーポレーション、その子会社および関連会社に製品、サービス、または技術を提供する全サプライヤーに適用されます。

IDEXは、サプライヤーがさまざまな法的および文化的環境において運営していることを認識しています。それにもかかわらず、本「サプライヤー行動規範」に定められているように、IDEXが全サプライヤーに抱く行動期待は最小限のまま、要件を定めています。このような期待および要件は、IDEXが自社の事業部門に対して寄せる期待および要件と合致します。

**一般的な期待。** サプライヤーは倫理的に、常に準拠法、および規則、および規制に沿って行動すると期待されています。

**賄賂とその他の不適切な支払。** サプライヤーは、IDEXに関わるまたはIDEXを伴うあらゆる事項、またはIDEXに提供する製品、サービス、もしくは技術に関して、直接的または間接的に賄賂、キックバック、その他の不適切な支払いもしくは有価物を決して提供、勧誘、受領、約束、作成、または提供してはなりません。

**個人的な便宜、貸付、贈答品、およびその他の給付。** サプライヤー、またはその製品、サービス、もしくは技術に関する決定に影響を及ぼすと妥当には期待できない軽微な便宜、妥当な接待、または公称バルブという金銭を伴わない贈答品、およびIDEXと利益相反を生じさせることのないその他のもの以外は、IDEX取締役、役員、もしくは従業員、またはIDEX取締役、役員、もしくは従業員の配偶者もしくは近親者に対して個人的な便宜、貸付、贈答品、またはその他の利益をサプライヤーは直接的、または間接的に提供、実施、または供与してはなりません。

**協定および安全。** サプライヤーは、サプライヤー、またはサプライヤーの製品、サービス、技術に関する決定に影響を与える可能性があるか、IDEXと利益相反を生じさせるような直接的または間接的な所有権、雇用、コンサルティング、財務、その他の協定、または関係をIDEX取締役、役員、従業員、またはIDEX取締役、役員、従業員の配偶者やその他の近親者と結んではなりません。<sup>1</sup>

**製品、サービス、技術の輸出入。** サプライヤーは、IDEXがかかわる問題もしくはIDEX関連問題、またはIDEXに提供する製品、サービスもしくは技術関連問題に適用される全輸出入法、規則、規制を常に遵守する必要があります。本準拠法・規則・規制には、該当するすべての輸出規制、貿易制裁、反ボイコット規制を含みますが、それに限定されません。

**管理製品、サービス、技術の輸出入。** サプライヤーは、IDEXに、製品、サービス、または技術がそのような管理または要件の対象となっていることをIDEXに書面で通知せずに、輸出管理もしくはライセンス要件、またはその他の類似の管理もしくは要件の対象となるとサプライヤーが把握もしくは疑義を抱いている製品、サービス、または技術例えば、ITAR管理下にある製品またはEAR管理下にある（ライセンス可能な）製品）を絶対に提供してはなりません。<sup>2</sup>

**通貨管理とマネー・ロンダリング** サプライヤーは適用される全通貨管理を常に遵守しなければならず、IDEXがかかわる問題もしくはIDEX関連問題、またはIDEXに提供する製品、サービスもしくは技術に関連したマネーロンダリング計画に直接的もしくは間接的に参加または協力してはなりません。

# IDEXサプライヤー行動規範

せん。

1 IDEX に全面開示されており、(i) IDEX の関係者取引方針（LGL-WW-10-110）に基づき承認されているか、(ii) IDEX ジェネラルカウンセル（法律問題を取り扱う社内の最高責任者）もしくは副責任者の承認を得ている協定または関係だけが唯一の例外となります。

2 IDEXが提供する図面またはデザインを使用した「メイド トゥ プリント（印刷用に制作した）」製品だけが例外となります。

**原産地および供給源。** IDEXに供給する製品の原産地と発生地、ならびにIDEX に供給する製品に含まれるか、構成要素/追加要素の一つとなるか、使用されている材料、コンポーネントおよび部品の原産地と供給源についてIDEXに提供するために求められる問い合わせとデューデリジェンス（適性評価）をサプライヤーは実施することが期待されています。サプライヤーは、下記のような強制労働力を用いて生産されたことがわかっている、または疑いを抱いている製品、偽造物、かかる製品の原産国として指定された場所以外で製造されている場合、または造物と知っているもしくは疑いを抱いている材料、コンポーネント、もしくは部品を中に含むか、構成要素/追加要素の一つとなるか、使用する製品、かかる材料、コンポーネント、もしくは部品の原産国として指定された場所以外で製造されている場合は、IDEXに絶対に提供してはなりません。

**機密情報。** サプライヤーは、機密情報の保全・保護のために合理的な予防手段を常に講じ、情報がIDEX、IDEXの任意の顧客またはその他のサプライヤー、買収、処分などの可能性に関連するかどうかに関わらず、IDEXとの関係に関連して受領もしくは入手した機密情報、またはアクセスを与えられた機密情報の不正な開示もしくは使用の実行または許可をしないことが期待されています。

**証券取引法およびインサイダー取引。** サプライヤーは、適用される全証券取引法、インサイダー取引法、規則および規制を常に遵守しなければならず、IDEX、任意のIDEX顧客またはその他のサプライヤー、買収または処分などの可能性に関連する情報、IDEXもしくはその他の事業体の株式またはその他の証券を売買するための情報であるかどうかに関わらず、IDEXとの関係に関連して受領または入手した重要な非公開情報を絶対に使用してはいけません。

**個人データおよびその他の個人情報。** サプライヤーは、IDEXまたはIDEXに提供する製品、サービス、もしくは技術に関わる問題に関連して、個人データおよびその他の個人情報の収集、処理、送信、開示および使用に関する全準拠法、規則および規制を常に遵守しなければなりません。

**知的所有権。** サプライヤーは、独自設計、図面、特許、およびその他の知的所有権を常に尊重して遵守し、設計や図面、特許、その他の知的所有権がIDEX、IDEXの顧客またはその他のサプライヤーに帰属するかどうかに関わらず、IDEXとの関係で受領、取得、ライセンス供与、その他の方法での使用許可が与えられる独自設計、図面、特許、またはその他の知的所有権の不正使用を決して行わず、許可しないことが期待されています。

**差別および機会均等。** サプライヤーは、人種、宗教、性別、年齢、性的指向、または障害に基づく差別を禁止する法律を含むが、それに限定されない、雇用および雇用慣行における差別および機会均等に関する全準拠法、規則および規制を常に遵守しなければなりません。

**アンチハラスメント。** サプライヤーは、常に従業員を尊重して扱わなければならず、肉体的、性

## IDEXサプライヤー行動規範

的、心理的、言葉によるハラスメントや虐待など、あらゆる種類の体罰を受けさせてはなりません。さらに、従業員がハラスメントに関する懸念を匿名で報告できるようにする準拠法を遵守しなければなりません。

**強制・児童労働。** サプライヤーは、人身売買に絶対に参加したり、強制労働、非自発的労働、児童労働、奴隷労働を利用したりしてはなりません。さらに、サプライヤーは、人身売買または、事業を展開している場所で労働に関する全準拠法、規則、および規制を遵守していないあらゆる種類の労働力を利用している供給源から材料またはサービスを決して入手してはなりません。

**紛争鉱物。** サプライヤーは、必要に応じて、原産国からのIDEXに供給される製品に対する妥当な問い合わせへの対応を含め、IDEXの紛争鉱物<sup>3</sup>方針を遵守する必要があります。

**賃金と労働時間。** サプライヤーは、休日出勤や時間外郎党の手当に関する全準拠法、規則、規制を含むがそれに限定されない、事業を展開する場所での賃金と労働時間に関する全準拠法、規則、規制を常に遵守しなければなりません。

**環境。** サプライヤーは、環境関連の全準拠法、規則、規制を常に遵守し、環境の保全・保護につながる方法で業務を行うように努めなければなりません。サプライヤーは、IDEXに供給される製品に含まれる制限または規制物質に関する情報を提供することが期待されており、これには要求に応じた遵守宣言の提供も含まれます。

**健康と安全。** サプライヤーは、健康と安全に関する全準拠法、規則、規制を常に遵守し、事故防止を促進し、健康と安全リスクへの曝露を最小限に抑える健康的で安全な労働環境を提供する必要があります。

<sup>3</sup> 「紛争鉱物」とは、コンゴ民主共和国内およびその周辺の扮装鉱山、アンゴラ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、ルワンダ、スーダン、タンザニア、ウガンダ、ザンビアの鉱山を含む紛争鉱山から産出される金、スズ、タンタル、タングステンおよびそれらの派生物をいいます。IDEXに製品、サービス、または技術を提供する各サプライヤーは、(1)本サプライヤー行動規範の遵守を可能にする自社組織内のプロセスと手順の採用・実行、および(2)自社サプライヤーに関して本サプライヤー行動規範と一致する行動規範の採用・実行が期待されています。

本サプライヤー行動規範に違反した場合は、判明した時点で直ちにIDEXに報告しなければなりません。IDEXに製品、サービス、または技術を提供する各サプライヤーは、従業員が報復や処罰を受けるおそれなしで、本サプライヤー行動規範の違反をIDEXに報告できるようにする必要があります。

IDEXは、製品、サービスまたは技術を提供する各サプライヤーに対し、以下を要求する権利を有するものとします。

- (1) 本サプライヤー行動規範の受諾と遵守の確認および証明
- (2) IDEXに、本サプライヤー行動規範の遵守の監査を許可。

サプライヤーが本行動規範に重要な点で遵守しない場合、IDEXは、違約金、責任、または債務を負うことなく、サプライヤーとの関係、およびサプライヤーとの間の未処理の注文書、契約、および合意

## IDEXサプライヤー行動規範

の全部または一部を停止または終了させる権利を有するものとします。

LGL-WW-10-125

2020年8月27日